

第2次和光市環境基本計画実行計画【改訂版】 平成27年度環境施策会員評価一覧

望ましい姿1 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

方針1(重点方針) 自然環境の保全

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実組内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
1	緑被率調査などの緑地の現状の把握	緑被率調査とその結果に基づく市内緑地の分析を行い、緑被率の将来目標を設定する。	緑被率調査とその結果に基づく市内緑地の分析や将来目標の設定を行う。	緑被率の将来目標については、緑の基本計画に位置づけることになっているが、その計画の見直しに至っていない。また、緑地分析については継続して取り組んだ。	△	緑地の経年変化を把握するため、5年毎の調査が必要になる。平成28年度に調査を実施する。	都市整備課	緑被率調査に関して平成27年度の実組状況評価が△ですが、平成28年度の調査実施に問題・影響ありませんか。
2	補助金活用や基金制度創設等、緑地保全に向けた仕組みづくりの推進	緑地保全のための特定財源等の確保に関する検討を行い、緑地保全を推進する。	緑地保全のための特定財源確保に関する研究を行う。	引き続き、先進地事例による緑の基金制度等の施策を調査研究した。	△	基金制度の運用については、特定財源としての基金の設置は有効な手段と考えますが、その他にも住民参加型のミニ市場公募債などについて幅広く検討する。	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・基金制度の実現は、緑地保全のもっとも重要な施策であるが、取り組み内容は進んでいないのが現状。住民参加型も含めて実現させてほしい。 ・取組内容として、「調査研究した」結果・内容を記述すべき。 ・緑地保全等の基金制度を寄付条例との関係も含め創設する方向での施策を立案し、一歩でも進めることが必須。 ・緑地保全に向けた仕組みづくりは最重要施策であり、平成32年度の目標が依然として制度の研究止まりでは如何にも寂しい。難しい課題ですが、第2次環境基本計画期間中の最大の成果として積極的・具体的な目標設定が出ませんか。 ・緑の基金作りに関して、環境課でも、寄付条例の一環では「物足りない」との指摘で寄付条例のパブコメで意見を述べるとの事だが、その方向で努力するべき。 ・補助金活用や基金制度創設等、緑地保全に向けた仕組みづくりの推進において特定財源確保に関する研究を行うとありますが、研究だけでなく、費用が発生した時に対応できるような政策がほしいです。例えば、一定金額までの保全費用については簡単な手続きで国・県・銀行などから借り入れができるような制度や契約を締結しておくことです。毎年前年度の予算を元にして予算策定を行ってはいは大型案件が発生した時に予算がないとの理由で何もできなくなってしまいます。環境保全のためには急に大きな財源が必要になるケースが多々あります。これらに対応できるような政策を行っておく必要があると思います。 ・緑の基金の整備でミニ市場公募債などについても検討とあるが、緑の基金自体がないのでそれを作ることが大事だと思う。以前の環境課の回答では、寄付条例の中に緑化保全という項目があると言っていたと思うが、他市にはある緑の基金が和光市にないことは問題だと思う。

3	貴重な動植物の調査と市民への公表	市内にある貴重な動植物を調査・保全し、その結果を公表し、啓発に繋げる。	多くの市民が和光市の貴重種について知っている状態にする。	過去の動植物の調査結果について引き続き市ホームページで公表を行った。また、和光市環境マップの作成について検討した。	○	環境マップは市民へのアピールとして非常に有効であるので、現在の市内の自然環境の特長をとらえたものを作成する。また、効果的な配布・利用方法について検討する。	環境課	自然環境マップ作製に取り組み中で、年度内完成予定。緑化祭りや様々な事業での活用を進める必要がある。
4	緑地や湧水、河川の保全と緑の回廊の形成	斜面林や湧水の保全、埼玉県水辺再生事業などを通じた河川の保全活動を推進する。	川の国広援団等と協力し、重要な緑地、湧水、河川が保全された状態にする。	白子川と越戸川において、川の国広援団制度に基づく保全活動への協力(主にゴミ回収)を行った。	○	川の国広援団への協力は引き続き継続する。また、H26年度に実施された湧水環境調査結果を基に、重要な緑地、湧水、河川の保全策を進めていく。	環境課(県)	・湧水緑地調査結果をもとに、主要井戸の持ち主との防災時での利用を進める必要がある。井戸調査の時にもあらかじめ了解を得たところもある。 ・「緑地・湧水の保全」における環境課の具体的な役割は？
			総合的な緑地保全のあり方の検討・研究を行う。	白子坂下湧水斜面林の民有地を、都市計画の手続きを経て白子宿特別緑地保全地区として指定した。	◎	緑地保全制度の周知PRと土地所有者の緑地施策に対する合意形成が必要となる。	都市整備課	・白子宿特別緑地保全地区は白子湧水群の要。熊野神社と特別緑地地区と大坂ふれあいの森の回廊として活用ができるよう望む。
5	民有地における自然環境保全のための支援制度の実施・拡大	保全地区や保存樹木の追加指定や同制度の拡充について検討・実施する。	現行の保存樹木制度を見直し、所有者もそうでない人も、保存樹木制度について理解していただく。	保存樹木638本に助成金を交付した。また、プレートデザインを一新し、市民により親しみやすいプレートとした。	◎	樹勢の衰えた保存樹木が増えていることや、新規に指定できる樹木がほとんどない、落ち葉等の近隣苦情が増えていることから、抜本的な見直しを検討する。	環境課	(環境課) ・保存樹木が年々減少しているが、太さ、高さ、種類など対象規格を緩和してはどうか。 ・一部の「落ち葉などへの苦情」に対し、緑を求める市民の多いことなど、理解増進が大切。苦情のみに対処すると広い要望を見誤る。
			保全地区や保存樹木の追加指定や同制度の拡充の検討を行う。	緑地保全地区については、追加指定の事案がなかった。	△	補助事業制度の拡充は困難である。	都市整備課	(両課) ・樹林公園の枯れ木の伐採で市民も樹木の保存に関し意識が高まっている。 ・身近な問題にて、市民に判りやすい項目。市民の理解を得る具体策を実施頂きたい。
6	民有地にある斜面林や湧水などの市民参加による維持管理	市と環境団体との協働による維持管理を推進する。	協働による維持管理を推進し、美化サポーターの参加者を増やす。	大坂ふれあいの森において、美化サポーター制度に基づく協働による維持管理を行った。	◎	今後も継続して取り組みを行うとともに、斜面林や湧水について周知し、市民の関心を高め、参加者を増やしていく。	環境課	・大坂ふれあいの森と特別緑地保全地区指定の富澤湧水について、つなげられると良いと思う。常に開放するのではなく、案内者が誘導するようにする形が良い。(7月)
			市と環境団体との協働による維持管理の推進及び拡充を行う。	市民協働型管理や公共施設美化サポーター制度の活用により、ふれあいの森等の維持管理を行った。	◎	市民団体等の活動領域の増大が課題です。	都市整備課	・両課の目標・内容の違いが判りにくい。
7	湧水地周辺の自然環境の一体的な保全と周辺自治体との連携	埼玉県や周辺自治体との連携を図りながら、湧水地等の所有者と話し合いを行い、自然環境の一体的な保全を行う。	自然環境の一体的な保全を継続して行う。	湧水地・斜面林の所有者に対し、保全地区制度や市民緑地制度等の説明を行い、白子宿特別緑地保全地区として指定した(都市整備課所管)。	○	湧水地周辺の一体的な保全には、担保性のある都市計画上の網掛けが有効であるが、財政的な裏づけが必須事項となっている。民有地の保全には、所有者の理解と協力が必要であるため、理解が得られるよう努めている。	環境課	・大坂ふれあいの森の隣接地の保全についての地権者との合意形成に努力してほしい。 ・両課の目標・内容の違いが判りにくい。
			湧水地・斜面林の所有者との具体的な話し合いを行い一体的な保全を行う。	斜面林の所有者と話し合いの場を設け、特別緑地保全地区に指定し、自然環境の一体的な保全に取り組んだ。	○	緑地保全制度の周知PRと土地所有者の緑地施策に対する合意形成が必要となる。	都市整備課	
8	生物の多様性やその生態系を重視した自然(湧水を含む)の保全	和光市緑地保全計画に基づき、環境保全施策を実施する。	生物の多様性やその生態系を重視した自然が保全されている状態にする。	緑地保全計画及び過去の植生等の調査に基づき、生物多様性や生態系を重視しながら斜面林等の保全を行った。	○	生物多様性や生態系の保全は、開発の進行や外来生物の増加の影響もあり、容易ではない。今後、生物多様性の保全に関する取組について検討していく必要がある。	環境課	・2012年より環境省のモニタリングサイト1000里地調査の地点として白子湧水地が選ばれ、湧き水の会が調査し、それを基に保全協力を行っている。
			和光市緑地保全計画に基づく環境保全施策を実施する。	湧水地、斜面林の保全を通じて生物多様性の施策においても寄与できた。	○	湧水地、斜面林の減少が、生物多様性への問題に大きく影響する。	都市整備課	・両課の目標・内容の違いが判りにくい。

方針2 都市・自然・歴史文化の共存

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実績内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
9	計画的な生産緑地の追加指定	生産緑地の追加指定を計画的に行う。	生産緑地面積を44haにする。	平成22年5月に和光市生産緑地地区追加指定要綱を定め、毎年7月までに追加希望者の申請を受理する。	△	特になし	都市整備課	・平成32年度の生産緑地面積44haに対して平成27年度の実績が△、また課題・問題点は特になしとのこと。どの様に理解すれば良いのか。本件はあくまでも農家の申請待ちとすることか。 ・計画的な生産緑地の追加指定では追加希望者の申請を受理する内容となっているが、生産緑地の指定における税金面のメリットや、優先的に買い上げる等の更なる工夫が必要と思います。取り組み内容が消極的に感じます。
10	環境保全型農業の促進	景観作物の栽培や畑の縁辺部植栽及び低農薬・有機農業の促進を図る。	現状の景観作物の植栽を継続する。 特別栽培農産物の認証数を50%増加させる。	特別栽培農産物の認証数は、14件となっている。 アグリパークにおいて、農業者団体の協力を得て、景観作物の球根3,800球を植栽した。	◎	特別栽培農産物認証数の増加を図るため、農業者への認証の働きかけを行うとともに、消費者への制度周知を行う。	産業支援課	
11	農産物の地産地消の推進	学校給食への市内産農産物供給や木曜日市を開催する。	学校給食への市内産農産物の利用率を32%とする。 市民が地場農産物入手できる機会を拡充する。	20品目の市内産農産物を学校給食へ提供し、利用率は18%であった。 木曜日市を年間12回開催した。	◎	学校給食への市内農産物の提供、木曜日市を継続して取り組むとともに、軽トラ市などにより地場農産物の提供機会を拡充する。	産業支援課	12回の木曜日市で、年間給食用農産物購入予算の18%を市内農産物で賄えたという事でしょうか。それを平成32年度には32%まで向上したいとの事でしょうか。
12	市民農園・体験型農園・学校農園の利用促進	市民農園・体験型農園の利用促進とアグリパークを活用した農業体験事業を実施する。	市民農園利用率を100%にする。 農業体験事業の参加者数を10%増加させる。	市民農園は425区画中418区画が利用され、利用率は98%であった。農業体験センターで実施する農業体験事業に延べ1,123人が参加した。	◎	現在実施されている農業体験事業に加えて、農業者の協力を得て、農業体験できる品目を増やし、参加者の増加を図る。	産業支援課	市民農園の98%が貸し出され大変好評です。私も10年近く利用させて頂きましたが、土地も肥沃で農業体験センターでの事業も利用者同士の交流にも大変良い影響を与えていると思いました。土地の余裕があれば拡張して利用者の増加を計りたいものです。
13	旧富岡家住宅等の文化財の維持管理	所有者との協議を実施し、維持管理を行う。	市指定文化財件数を増やす。	旧富岡家住宅の補修・維持管理に取り組んだ。	○	今後、個人所有の文化財保存・管理に負担が増大する。	生涯学習課	自然環境の湧き水により、和光市の湧き水文化が生まれ、はぐぐまれ、和光市独自の形態が残されている。特に富澤湧水の石垣湧水道は現在も豊富な湧き水の流れる石垣となっている。文化財としての保全を望む。
14	文化財保全のための組織・人材育成の支援	文化財保全のために必要な組織づくり及び人材育成への支援を行う。	古民家愛好会や民俗芸能保存会の会員を増やす。	古民家愛好会と協議を重ね支援を行った。	○	文化財に親しむ機会を増やすため、文化財体験講座を開き、保護意識を高める。	生涯学習課	文化財と、地域の自然環境の関連性についての理解増進が大切。
15	伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助、伝承機会の拡充	市民団体との協働により伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助を行うとともに、伝承機会の拡充を図る。	保存会の会員数を増やす。	民俗芸能保持団体と連絡を取り合い、講座を開催する調整をした。	○	民俗芸能体験講座を開き、保存活動に参加してもらう。	生涯学習課	
16	開発事業における自然環境配慮の推進と環境配慮指針の導入	まちづくり条例対象事業における自然環境への配慮の周知徹底を行う。	まちづくり条例対象事業における事前協議の際は、必ず自然環境へ配慮することに同意させる。	まちづくり条例に基づく事前協議が33件あり、自然環境への配慮について指導徹底した。	○	まちづくり条例による自然環境への配慮については、任意性が強く、開発への抑止力に乏しい面はあるが、今後も継続して指導徹底していく。	環境課	平成27年度実績としてまちづくり条例に基づく事前協議が33件あり、自然環境への配慮について指導徹底したとあるが、評価が○に止まる。◎とはならない無い理由は何か。具体的な事案に沿って説明願いたい。
17	環境・景観に配慮した公共施設の整備	環境・景観に配慮した公共施設整備を行う。	環境・景観に配慮した公共施設の整備が行われている。	市内部の調整会議等において、環境配慮への働きかけを行った。	○	今後、取組の具体化について検討する必要がある。	関係課	

18	土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進	土地区画整理事業の面的整備については、環境に配慮し実施する。	まちづくり条例対象事業における事前協議の際は、必ず自然環境へ配慮することに同意させる。	まちづくり条例に基づく事前協議が33件(うち7件が土地区画整理事業)あり、自然環境への配慮を指導徹底した。	○	まちづくり条例による自然環境への配慮については、任意性が強く、開発への抑止力に乏しい面はあるが、今後も継続して指導徹底していく。	環境課	問題が大きくて32年度目標達成に付いて、この目標でOKか？
			土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進を行う。	中央第二谷中地区第3公園の設計を行った。	△	中央谷中地区第3公園については、平成26年度に行ったワークショップの意見を反映させて設計を行っている。公園の整備は平成28年度に行い、平成29年度には開園する予定であるが、その維持管理や利活用について市民との協働による検討を行っていく必要がある。	都市整備課	
			駅前広場や歩道、公園などの公共施設の整備率を100%にする。	都市計画道路宮本清水線及び区画道路12-3号線の歩道築造工事を部分的に実施し、雨水を地中に浸透及び貯留できるトレンチを設置した。	○	権利者の合意形成や建物等の移転交渉に時間を要している。合意状況により、施工計画の見直しを適宜行い、早期完成を目指していく。	画駅 整 理 口 事 務 地 区	
19	公共施設でのビオトープの設置・維持管理	公共施設に設置されたビオトープの維持管理及び啓発事業を実施する。	公共施設に設置されたビオトープが適切に維持管理され、啓発事業が実施されている。	アグリパークのビオトープにおいて、市民団体による定期的な維持管理が行われた。	○	今後、ビオトープを活用した啓発事業について検討する。	環境課	アグリパークのビオトープの維持管理を市民団体が行うと共に、ビオトープ管理士を招聘して生物観察会を行ったとありますが、このように生態系の専門家の指導を受けて生物と自然生態系の両面を基礎から学べる事は今後の自然環境の保全に大いに役立つものと思われま す。 ビオトープ管理士と同じ様な言葉でビオトープアドバイザーとも聞く事がありますが和光市内にお勤めの方でしょうか？
			ビオトープ講座への参加者数を10%増加させる。	ビオトープ管理士を招聘し、アグリパーク農業体験センターのビオトープで、生き物観察等を行った。	◎	ビオトープを活用した水辺の生き物に関する啓発事業の内容を充実させ、参加者の増加を図る。	産業支援課	
20	水辺で親しめる河川空間の整備	越戸川・白子川における水辺再生空間の維持管理を行う。	越戸川・白子川における水辺再生空間が適切に管理され、市民が川に親しめる状態にする。	白子川と越戸川において、川の国応援団制度に基づく保全活動への協力(主にゴミ回収)を行った。	◎	川の国応援団への協力は引き続き継続する。また、市民団体の自主的な活動について、市民への情報提供等にも協力していく。	(環境課)	ゴミ回収についての市と市民(団体)の協力は重要・良好。これまで以上に良い方向で促進されたい。

方針3 美しい景観の保全と育成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実行内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
21	景観条例、景観計画に基づく良好な景観の形成	景観条例・景観計画に基づく啓発指導及び景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行う。	市景観計画に基づく景観重要建造物の指定件数を2件とするとともに景観重要樹木の指定本数を1本とする。	景観啓発活動として、市民等を対象としたまち歩きを実施及び景観マップの改訂を行った。	○	継続的に啓発活動を実施する。	都市整備課	湧水や斜面林は和光の特徴的な景観として重要。和光市めぐりには、景観とも結びつく緑地湧水地の自然と歴史を訪ねて歩くコースとして重要。
22	ポイ捨て・路上喫煙防止条例に基づく美化活動の促進	市が委嘱した美化推進員による美化推進地域の清掃活動を促進する。	美化推進地域において、美化推進員による清掃活動、及びポイ捨て防止街頭啓発キャンペーンを実施し、ポイ捨てごみの回収量を794.6kgまで減らす。	和光市駅周辺の美化推進地域において、6名の美化推進員による清掃活動をのべ570回実施し、1056.6kgのごみを回収するとともに、4回のポイ捨て防止キャンペーンを実施し啓発した。また、38件の路上喫煙を注意した。	◎	今後も引き続き美化活動を継続していく。	環境課	

23	良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	土地利用に関して法令による指導を行い、周知・徹底を行う。	法令を遵守した土地利用が行われている。	水道道路沿いの残土業者に対し、残土条例に基づく行政指導を行うとともに、許可の更新に当たっては厳しい許可基準を課した。	○	当該残土業者のほか、調整区域内にある産廃業者や資材置場に対する有効な規制法令がないことから、今後、改善につながるような新たな施策を検討していく。	環境課	(環境課) ・水道道路沿いの残土業者に対し指導と厳しい許可基準を課したとあるが、基準を変えたのか。違反した場合はホームページで事業者名を公開するなど、一定の厳しいことをやらないとかなかなか従わないのではないかと。 (関係課) ・問題が大きくて32年度目標達成に付いて、この目標でOKか？
			土地利用に関する法令の指導徹底を行う。	平成22年から市全域を対象に、大規模建築物の新築・増改築及び大規模開発等を届出対象とし、景観形成基準への適合確認や周知を行っています。さらに、土地区画整理事業地区においては、地区計画の届出により土地利用の適正化を確認しています。	○	景観計画や地区計画を、さらに市民・事業者にも周知していくことが課題になります。	都市整備課	
23	良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	土地利用に関して法令による指導を行い、周知・徹底を行う。	農地法に基づく農地転用の審査を適正に行い、違反転用の発生を抑制する。農用地の内、担い手が利用に占める面積を40%とする。	新たに約2,000㎡の農用地利用集積計画を策定し、計画策定の総数が12件、約15,000㎡となった。	◎	今後においても農地法に基づく、農地転用に係る審査を適正に行う。耕作が困難となった農業者への働きかけや制度周知により、農用地利用集積計画の策定を促進する。	農業委員会	
24	花や緑のあふれる空間づくりの推進	ふれあいの森など市民緑地制度による指定地の拡大及び指定地の整備のサポートを行う。	市民緑地制度による指定地の整備をサポートし、適切に管理された状態にする。	大坂ふれあいの森において、美化サポーター制度に基づく役割分担としてゴミの回収を行った。	◎	今後も継続して取組を行う。	環境課	(都市整備課) ・大坂ふれあいの森につづく湿地帯の空き地は、蚊の発生源ともなっている。ふれあいの森に続く会での保全活動が必要です。 ・大坂ふれあいの森の隣接地の保全についての地権者との合意形成に努力してほしい。 ・平成27年度は市民緑地制度による指定地の拡充には至らなかったとの評価△ですが、平成32年度に向けて具体的な目標や戦術はありますか。 ・市民緑地制度による指定地の拡充には至らなかったとあるが、指定地はだんだんなくなってきている。可能性のあるところの権利者へのアプローチを市が積極的にすべき。緑地保全計画の重要度に基づきナンバリングをしてアプローチをしないといけない。 (両課) ・両課の目標・内容の違いが判りにくい。
			ふれあいの森など市民緑地制度による指定地の拡大及び指定地の整備のサポートを行う。	市民緑地制度による指定地の拡充には至らなかった。	△	市民協働による活動領域の増大が課題です。	都市整備課	
25	屋上緑化、壁面緑化の促進	まちづくり条例の規定を活用した屋上緑化・壁面緑化への働きかけを行う。	まちづくり条例施行規則で壁面緑化についても緑地の対象となるよう調査・検討を行う。	今年度は、まちづくり条例の規定に基づく屋上緑化・壁面緑化の申請はなかったが、窓口で県のパンフレットにより啓発を行った。	○	まちづくり条例では、地上緑化が原則なので、屋上緑化・壁面緑化の機会はあまりないが、引き続き啓発していく。	環境課	

望ましい姿2 住みよい環境を未来につなぐまち
方針1(重点方針) 地球温暖化対策の推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実行内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
26	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の実行	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき各種施策を実施する。	市民一人当たりの二酸化炭素排出量を2009年度比で25%削減する。	同計画に基づき、エネルギー関連補助制度の実施や都市緑化の推進、温暖化対策関連の啓発事業等を行った。	○	昨今の地球温暖化の進行、COP21パリ協定の内容、国・県の動向を踏まえ、28年度中に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の中間見直しを行う。	環境課	

27	地球温暖化防止実行計画の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、計画に基づく施策を実行する。	第三次和光市地球温暖化防止実行計画の計画期間中において、市庁舎については、目標を大きく上回る削減量を達成した。については、第四次和光市地球温暖化防止実行計画において、市庁舎以外の市有施設について、重点的に温室効果ガスの削減のための取り組みを実施することとする。具体的には、平成27年度比で5%の削減を達成することを目標とする。	平成24年度から平成28年度を計画期間とする「和光市エコモデル 第三次和光市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて積極的に取り組むため、温室効果ガス排出量を平成27年度までに平成22年度比で5%削減(12,037t-CO2→11,435t-CO2)する。なお、平成27年度の温室効果ガス排出量は12,100t-CO2で、平成22年度比で0.5%の増加となった。	△	本庁舎からの二酸化炭素排出量は減少したが、本庁舎以外の施設で排出量は増加した。今後は、本庁舎以外の施設について、より一層の温室効果ガスの排出量の削減を促していく。その要因としては、清掃センターでのプラスチックゴミの燃焼量が増えたためである。今後は、清掃センターとの協力の上、プラスチックゴミの削減を図っていきたい。	総務課	平成27年度に清掃センターでプラスチックゴミの燃焼量が増え、その結果温室効果ガス排出量の増加を招いたとのことですが、平成32年度の削減目標達成に向け、如何なる対応策が考えられますか。
28	地球温暖化防止に関する講座や体験イベントの開催	温暖化防止講習会や相談会を開催するとともに、出前講座による普及・啓発を図る。	環境講座等の参加者数を150名にする。	省エネコンテストの表彰式に併せて、小学生向けの温暖化防止・省エネ講習会を行い、68名が参加した。また、緑のカーテン教室を実施し、35名が参加した。	◎	今後とも環境講座等を実施し、普及啓発を図る。	環境課	
29	新エネルギーと省エネルギー製品の普及促進	太陽光発電及び省エネルギー機器補助制度の推進及び省エネルギー講座の開催による啓発を行う。	太陽光発電買取契約件数を1,270件、省エネルギー機器設置補助件数を230件にする。	太陽光発電設置費補助27件、省エネルギー機器設置費補助26件を実施し普及促進を図った。また、省エネルギー機器設置費補助では新たにヘムスを対象機器として追加した。	◎	太陽光発電への補助は、国・県ともに補助を取りやめていることから、他市町村の動向を注視していくとともに、省エネルギー機器等も含め、今後よりよい補助制度について検討していく。	環境課	
30	環境家計簿の配付	省エネチェックブックを配付し、その結果をもとに、省エネコンテストを開催する。	省エネチェックブックの回収率を95%にする。	市内の小学4年生を対象に、夏休み省エネチェックブックの配布を行い、89.2%を回収した。また、成績優秀者40名と1校に対し表彰を行った。	◎	子どもを対象とした環境啓発活動は、非常に重要であるため、今後も継続して実施していく。	環境課	
31	地域制緑地への指定による保全	和光市緑地保全計画に基づく環境保全施策を実施する。	和光市緑地保全計画に基づく環境保全施策の実施を行う	緑地保全計画に基づき、白子坂下湧水斜面林を特別緑地保全地区に指定した。	◎	最終的には公有地化が望ましいが、財政的な課題もあることから、都市計画決定による担保性がある施策が最も効率的である。	都市整備課	富澤湧水を含む斜面林が、「白子宿特別緑地保全地区」の指定を受けたことは、湧水保全にとって大変な進歩である。地権者ともしっかりと話し合い保全を進めていきたい。 ・白子坂下湧水斜面林の特別緑地保全地区指定は平成27年度の輝かしい成果ですが、これに続くターゲットの状況は如何ですか。

方針2 資源循環型社会の推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実行内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
32	ごみ処理基本計画の推進	第五次一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化目標などを達成するための取組を実施する。	計画目標達成や見直しに向け、施策を立案していく必要がある。	計画の推進に関連した取り組みはなかった。	×	今後計画目標達成に向け、様々な施策を立案していく。	イ 資源ルリ課	平成27年度は計画の推進に関連した取り組みは無かったとのことですが、一方で来期以降様々な施策を立案していくことが真に可能ですか。
33	生ごみ・落ち葉の堆肥化の促進	ホームページ等を活用し、堆肥化に関する情報提供を行う。	今後も再開する予定はない。	落ち葉の堆肥化については、震災に伴う放射性物質の残留問題により長期間事業を中断しており、今後も再開する予定はない。	×	長期間の中断のため堆肥化施設の傷みがひどく、再開の目途がたない。	イ 資源ルリ課	

34	ごみ減量・分別に関する普及・啓発	広報・ホームページを活用したごみ減量や分別に関する啓発を行う。	市民に対して、わかりやすく和光市のごみの分別方法等の情報提供をしていく。	広報・ホームページ、ごみ分別パンフレット等により、市民にごみ減量や分別の啓発を行なった。	○	今後市内への転入者や外国人に対して、わかりやすく和光市のごみの分別方法等の情報提供をしていくことが重要である。	資源リサイクル課	古新聞や、リサイクルごみについて、市が回収するのか、業者が回収するのか、公益的に見て、市民がどのようにするのが好ましいのか、情報提供が必要。(業者が行う方が、行政の手間が省けて好ましいのか、資源売却の市の利益が減るのかなど、現状が分からない。)
35	資源の再利用に関する普及・啓発	リユースの啓発を行う。	リサイクル展示場の運営やごみ分別パンフレット等を通じて、再利用の普及や啓発を図っていく。	リサイクル展示場をほぼ毎日(年末年始、祝祭日にあたる月～金、毎月第3土曜日を除く)開場し、来場者で希望者に展示品の提供を行った。また和光市リサイクル市民の会と協力して、5月に緑化まつりと合わせて親子ふれあいフリーマーケットを開催した。集団回収、廃インクカートリッジ、小型家電の拠点回収を行い、資源の再利用を実施した。	○	リサイクル展示場の運営や広報等を通じて、再利用の普及や啓発を図っていく。	資源リサイクル課	・回収された新聞などの古紙は大多数が海外に渡っていると聞いた。日本のリサイクル業者に資源が集まらずに困っていると聞く。指定の回収業者の後の処分ルートを把握しているのか。 ・資源の集団回収という制度があり、市がそれに対しリサイクル補助金を出している。鉄の1キロと紙の1キロは相場が違うと思うが、一律同額の補助になっているのは面白いところだ。 ・新聞業者の回収と自治会の回収でどちらにどのようなメリットがあるのが全く分からない。市としてはどうありたいと考えているのか。情報を提供する必要があります。
36	農業廃棄物の再資源化の推進	農業用廃プラスチックの適正処理を推進する。	年間2回以上事業を実施し、3,000kg程度廃プラスチックの収集処理を行う。	農業用廃プラスチック収集処理事業を実施し、27件の農業者から2,460kgの廃プラスチックを収集処理した。	◎	収集処理事業を定期的の実施し、農業者が廃プラスチックを保管する負担を軽減を図るとともに再資源化を進める。	産業支援課	
37	マイバッグ運動や簡易包装の推進	マイバッグ運動や簡易包装の啓発を行う。	市内でもレジ袋有料化や削減の取組みを自主的に行っている店舗等が増えていることから、PRしていく必要がある。	市内でもレジ袋有料化や削減の取組みを自主的に行っている店舗等が増えている。	△	市内でもレジ袋有料化や削減の取組みを自主的に行っている店舗等が増えていることから、それら店舗と協力してPRしていく必要がある。	資源リサイクル課	レジ袋有料化の店はまだ少ない。完全有料化が望ましい。
38	一般廃棄物焼却施設の整備	一般廃棄物焼却施設の今後の方向性について検討を行う。	設備機器等の基幹的な更新を実施するとともに、広域的な廃棄物処理体制の枠組みの確立、もしくは施設の新設計画を策定する。	施設内の点検によって指摘された故障、劣化箇所に対し、補修修繕を行うとともに、補修修繕で対応できない故障、劣化箇所については、機器を一部更新した。	△	焼却施設は稼働から26年が経過して各設備が著しく劣化しており、故障も頻発している。今後も安定的な焼却処理を行っていくためには、設備機器等の基幹的な更新が必要であるが、計画通りにできていない現状である。また、基幹更新を行ったとしても恒久的に使用できる施設にはならないことから、将来にわたる安定的な廃棄物処理のために広域的な廃棄物処理の枠組みや施設の新設等を検討し、長期的な安定処理のための施設計画を検討していく必要がある。	資源リサイクル課	・一般廃棄物焼却施設の整備のところでは基幹更新の話があったが、今回は広域的な廃棄物処理の枠組みの検討も方向性として挙がっている。和光のような小さい市ではお金もないので限界があると思う。ただ、広域を考えるなら具体的に考えたほうがいい。基幹更新するにしても、国の補助金を受ける受け皿を持っておくべきだ。 ・32年度の目標及び問題点に「広域的な廃棄物処理の枠組み屋施設の新設棟を検討」とあるが、具体的なスケジュール及び可能性のある施策の設定が必要。
39	最終処分場の計画的確保	候補地の検討を行う。	候補地の検討。	焼却灰、ばいじんの安定的な搬出先となる処分場を確保できている。	○	現状では安定的な搬出を行っているが、施設の故障や災害廃棄物など突発的な事態に備えた分場の確保を行なっていく必要がある。	資源リサイクル課	・最終処分場の確保について、32年度の目標も依然として候補地の検討となっているが。 ・粗大ごみの処分の問題で、処分する機械が爆発して動いていないため、どこかに持って行っていると聞くと、運搬にお金がかかるという。そういったことから広域で効率的に処理するのがいいと思う。

40	ごみの集積場での散乱防止対策の指導	自治会等への周知啓発及び集積場設置時の啓発指導を行う。	ごみ集積所の散乱防止対策の検討を行なう必要がある。	ごみ集積所が散乱していると市民から連絡のあったごみ集積所に看板の設置を行なったり、集積所を利用しているアパート等に啓發文書やごみ分別パンフレットの配布を行った。	○	ごみ当番や管理人がいないごみ集積所の散乱防止対策の検討を行なう必要がある。	資源リサイ	ごみ集積所の散乱は、自治会に未入会の住宅に多く感じる。入会の啓発を願いたい。
41	不法投棄対策の推進	監視・啓発活動について検討し、継続した取組を実施する。	不法投棄多発場所に警告看板の設置など効果的な不法投棄抑止対策を検討している。	不法投棄多発場所に警告看板の設置を行った。	○	効果的な不法投棄抑止対策を検討していく必要がある。	(資源)	自身の体験として赤池親水公園で川の清掃活動時不法投棄物をしばしば見つけるが、何とか根絶出来ないか。
42	フロン類の適正処理に関する啓発	フロン類の適正処理に関して継続した啓発を行う。	フロン類の適正処理に関して、広報掲載など必要に応じて啓発を行う。	平成27年4月に施行されたフロン排出抑制法の概要について、情報集を行った。	△	市ホームページを活用し、市民に必要な情報を適宜適切に提供していく。	(環境)	

方針3 住みやすい生活環境の形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実績内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
43	日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭防止の推進	事業活動に伴う騒音・振動・悪臭に対する指導及びホームページ等を活用した啓発活動を行う。	苦情対応件数を40件に減らす。	市ホームページやチラシ配布により、騒音・振動・悪臭の防止啓発に努めた。また、22件の苦情に対応した。	◎	近年、法律や条例の規制対象外の事案が多く、行政としての対応が難しい状況ではあるが、今後も継続して指導及び啓発を行い、苦情を減らしていく。	環境課	
44	調査監視体制の充実	公害関係調査の分析を行い、迅速に事後対策を進める。	継続して大気環境・河川水質・沿道環境の各調査の分析、状況を把握する。	大気汚染・河川水質・沿道環境の各調査を実施し、その結果の分析を行った。また、河川水質については、汚水発生源の一つである浄化槽について維持管理に関する啓発を行った。	○	事後対策については、大部分が埼玉県の所掌事務となっているが、市として可能な対策を引き続き実施していく。	環境課	谷中川の白濁化が依然として時折発生しており、徹底的な追求が望まれるが。
45	騒音・振動対策のための路面の適正管理	騒音・振動対策として路面の適正管理を行う。	計画的な舗装修繕計画により、ひび割れ率35%占有率を0にする。	当該年度予定していた箇所に加え、沿道住民からの要望に対して騒音・振動対策のための舗装補修工事を実施した。	○	全ての騒音・振動対策を実施することは、困難であるが、道路調査を継続し効果的な施工方法を実施したい。	道路安全課	
46	大気汚染対策の推進	野焼きなどの大気汚染防止に向けた指導を行い、ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	苦情対応件数を3件減らす。	市ホームページにおいて、小型焼却炉や野焼きに関する啓発情報等を掲載した。また、5件の苦情に対応した。	◎	今後もホームページへの掲載を継続していくとともに、迅速な苦情対応を行う。	環境課	
47	自動車利用の抑制や環境にやさしい運転などの普及・啓発	ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	ホームページ等を活用した啓発活動等を継続することにより、市民のエコドライブに対する意識向上を図る。	エコドライブの啓発に関するホームページ掲載を行った。	○	エコドライブを普及させるためには、効果的な啓発方法を検討する必要がある。	環境課	
48	浄化槽管理者に対する適正な維持管理の指導と啓発	浄化槽管理者に対し、徹底した指導及び啓発活動を行う。	浄化槽法定検査受検率を19.4%にする。	浄化槽設置世帯414世帯に対し、個別に市長名の文書により啓発指導通知を行った。また、65件の戸別訪問指導を行った。	◎	適正な管理をしないと川に負荷がかかることを説明し、自覚を持って適正な維持管理をしてもらうよう啓発を続ける。	(環境)課	浄化槽設置世帯414世帯に通知とあるが、すべて単独浄化槽の世帯か。単独だと雑排水はそのまま川に流れてしまうので厳しく指導してほしい。
49	未整備地区への公共下水道の整備	事業計画区域内の公共下水道の整備と接続促進を図る。	・事業計画区域内の公共下水道の整備率100%。 ・整備区域拡大に伴う大型施設の接続推進。	下水道事業専門員による訪問・郵送での啓発活動の結果、平成27年度で18件の浄化槽からの切り替えがあった。	◎	和光市駅北口土地区画整理事業地区の汚水整備に取り組み。更なる啓発活動により、未だ接続されていない住宅の接続を促していく。	下水道課	

50	河川水質調査体制の整備と周辺自治体との連携	水質調査の分析や事後対策及び白子川流域協議会等を通じた周辺自治体と合同の水質調査を実施する。	河川水質調査の分析や迅速な事後対策の実施及び白子川流域協議会等を通じた周辺自治体と合同の水質調査を継続して行う。	白子川流域協議会(和光市・練馬区・板橋区)において、2回の合同水質調査や合同視察研修等を実施し、連携を図った。	◎	白子川流域協議会は、各市区からの負担金等がないため、大きな事業はできないが、引き続き連携を図り、情報を共有していく。	(環境課)	
51	市民の節水意識の向上	節水意識を高めるため、啓発活動を実施する。	限りある貴重な資源である「水」を大切に使用されるように水道週間、広報わこう、パンフレットなどでPRしていく。	毎年6月の水道週間に浄水場施設見学を実施。広報わこう、パンフレットにより水の大切さを訴え、市民の節水意識を高める。	○	給水人口の増加があるものの給水量の増加は抑えられており、節水機器の普及も含め市民の節水意識の向上が伺える。今後も更なる節水意識の向上に努める必要がある。	水道施設課	
52	雨水の利用や地下浸透の促進	雨水利用や地下浸透の促進に関する啓発活動を実施する。	雨水貯留層・雨水浸透施設の利用者を増加させる。	緑化まつりなどにおいて、雨水利用の啓発を行うとともに、雨水利用の先進事例研究のため、雨水利用自治体連絡会に参加し、施策実施に当たった課題や事業効果等の情報収集に努めた。また、雨水浸透施設設置費補助制度を開始した。	○	和光市の地域特性として、家庭において雨水を溜めても利用する場所がないケースが多いため、利用拡大について検討する必要がある。	環境課	
53	ダイオキシン類調査の実施	定期的なダイオキシン類調査を実施し、ホームページ等公表する。	定期的なダイオキシン類調査を継続し、ホームページ等公表する。	予算の都合で隔年実施となり、26年度に調査を実施したため、27年度は未実施。	×	調査未実施の年度については、埼玉県が実施している同調査の結果を注視していく必要がある。	環境課	
54	化学物質に関する情報の収集・提供	ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	県等が発信する情報をホームページ等で発信する。	埼玉県のホームページを確認し、市民に周知できるトピックス的な情報があるかを精査した。	△	化学物質に関する知見が不足しており、今後、市としての啓発のあり方について考えていく必要がある。	環境課	
55	蛍光灯や殺虫剤などの有害廃棄物の適正処理の啓発	ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	ホームページや広報紙、ごみ分別パンフレットにより有害ごみの処理について啓発を行っていく。	ホームページや広報紙、ごみ分別パンフレットにより有害ごみの処理について啓発を行った。	○	市民の方で粗大ゴミや不燃ごみの中に有害廃棄物を混入して排出される場合もあることから、市民に対し、市の広報、ホームページ等により注意喚起を行う必要がある。	資源リサイクル課	
56	放射性物質による環境汚染対策	市内の空間放射線量を測定し、ホームページ等公表する。	市内の空間放射線量について適切な把握・公表を行う。	各施設所管課において毎月測定を行い、環境課がその取りまとめを行った。	◎	市内の公共施設における空間放射線量は、基準値以下で推移しており、今後、測定体制(箇所数・頻度等)を検討する必要がある。	環境課	・他市では学校給食に使われる食材の放射線測定をやっているが、和光市はどうなのか。また、市内では放射能に関する問題はないのか。 ・空間放射線量の継続的な計測は、理研でも長期に行われており、利用することができよう。連携により重複の無駄を省く方が良い。
57	自転車駐車場の整備をはじめとした自転車利用の促進	自転車駐車場整備の検討と利便性確保のための維持管理を行う。	駅南口自転車駐車場と(仮称)北口立体自転車駐車場を有効活用し、定期利用待機者を0にする。	駅南口自転車駐車場では、利用しやすいよう電子マネー利用の準備を行い(仮称)北口立体自転車駐車場ではPFIの手法を用い、計画立案した。	◎	駅南口自転車駐車場と(仮称)北口立体自転車駐車場を有効活用する。	道路安全課	

望ましい姿3 環境を育てる心がつながるまち
方針1(重点方針) パートナーシップの仕組みづくり

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実績内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
58	環境教育・環境学習の推進	子ども向けの環境講座や環境スクールを開催する。	講座・イベントなどの参加者を300名にする。(大人を含む)	市民協働により、ジャブジャブ魚とり大会やカタクリ・ニリンソウを訪ねるエコツアーを実施した。また、緑化まつりや省エネコンテストにおいて温暖化防止・省エネ講習会を実施した。	◎	事業が好評であるため、今後も引き続き実施していく。	環境課	(生涯学習課) ・那須烏山での行事にはどの程度の市民参加があるのであろうか。 (環境課・生涯学習課) ・環境学習について、生涯学習課と環境課が市として連携して取り組みたいとの回答がある。
			理科や総合的な学習の時間における学習を行うとともに、市内小・中学校で夏休み等を利用した環境講座を実施する。	理科や総合的な学習の時間において、和光市の環境について学習した。	○	環境問題は重要であるので、今後も学校の教育活動を通じて、児童生徒の関心を高め、理解を深められるよう継続して指導していく。	学校教育課	ぜひ連携して取り組んでほしい。58では、那須烏山で里山体験をしたとあるが、和光市内でも、和光市なりの里山保全ボランティア体験を行っている。連携を進めれば市民活動が環境学習、生涯学習にも貢献できる。行政が市民の活動を理解し共助の精神で実現していただきたい。(68と関連)
			里山体験教室を継続して実施する。	那須烏山市にて、和光市在住の31人が親子のふれあいや地元の人との交流を通して、農家の生活等を体験し、自然豊かな里山で自然環境に関する体験学習を行った。	◎	今後も関係機関と連携し、自然環境に関する学習に繋がる場を提供していく。	生涯学習課	・市内の緑地・湧水地、樹林公園、荒川の水辺など、身近な自然を利用する体験教室が重要。生涯学習課と環境課との連携が大切。
59	事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発	事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発を行う。	環境マネジメントシステム取得事業者を増やす。	環境課窓口において環境マネジメントシステムの普及・啓発に関するパンフレットを配布し、周知を行った。	○	環境マネジメントシステムの導入・認証を得ている事業者は多くないのが実情であるため、今後、啓発等により増やしていく。また、28年度に見直しする地球温暖化実行計画の中で具体的な施策について検討していく。	環境課	
60	市内の研究機関や事業者と連携した環境活動・啓発の推進	市内の研究機関や事業者と連携し、環境啓発活動を行う。	連携先の事業者を増やす。	緑化まつりにおいて、民間事業者と連携した子ども向け講座を開催し、22名が参加した。また、省エネコンテストにおいて温暖化防止・省エネ講習会を実施し、68名が参加した。	◎	今後も、市内の研究機関や事業者と連携して啓発活動を推進していく。	環境課	
61	市役所での環境マネジメントシステムによる継続的改善	市役所における環境マネジメントシステムにより、継続的な改善を進める。	平成28年度より、前年度のエコオフィス活動に対する監査を実施する予定である。実施対象課は、一年度ごとに3～4課所を想定しており、平成32年度までにすべての課所の監査を一巡することを目標とする。	第三次和光市地球温暖化防止実行計画の目標の達成に向け、独自の「和光市環境マネジメントシステム」に基づき、PDCAサイクルによる進捗管理を行った。平成27年度は、温暖化防止対策として具体的に取り組んできた55の取組事項について、未達成事項を中心に改善を図った。また、学識経験者を招き各課職員を対象に環境マネジメントシステムの監査に関する講義をいただいた。	△	未達成である取組事項をすべて改善できるようにするため、今後も未達成事項について優先的に取り組んでいくことが必要である。	総務課	市役所での環境マネジメントシステムによる継続的改善に関して外部評価者として総務部から評価依頼があったが、その後何の連絡もない。外部に業務を依頼するのであればきちんと実施していただきたい。

62	環境に関する職員研修の実施	職員ボランティアの実施(職員互助会主催)と環境関連の職員研修等について検討する。	職員ボランティアの実施(職員互助会主催)の継続と環境関連の職員研修等の実施をする。	職員課主催のボランティアによる清掃活動を実施し、環境課職員を含め、48名が参加した。	○	今後も職員ボランティアによる清掃活動を継続していく。また、環境関連の職員研修等について検討する。	環境課	
			ごみ拾いボランティアの参加者を50人以上にする。	職員のボランティア意識と環境美化意識の高揚を図るため、「市内のごみ拾いボランティア」を職員互助会主催で実施した。	○	平日の就業時間後に実施しているが、残業している職員や出先機関の職員は参加しづらいため、より多くの職員が参加できるような方法を検討していく。	職員課	

方針2 環境活動の支援・推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の実績内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
63	市民参加・市民協働によるまちづくりの推進	協働事業提案制度や市民協働による環境関連事業を推進する。	協働事業提案制度や市民協働による環境関連事業の拡充を図る。	市民協働によるふれあいの森の維持管理や活用を推進した。また、28年度の行政提案型協働事業として「和光市環境マップ」の作成を提案した。	◎	今後もこの取組を継続するとともに、協働の担い手があれば、さらに広げていく。	環境課	(環境課・都市整備課) 大坂ふれあいの森は、湧水と斜面林が一体となった重要な森で、その保全是、地域の会(白子大坂ふれあいの森の会)と専門性のある湧き水の会が協力して保身に当たっている。美化サポーター制度での協働では十分とは言えない。 ・大坂ふれあいの森の「協働」の充実が必要。 午王山の緑地の公開・利用を進める必要がある。
			市民協働事業従事者数1,000人を目指す	市民協働型管理や公共施設美化サポーター制度の活用により、ふれあいの森の維持管理を推進する。	◎	協働事業の担い手の育成と活動領域の増大	都市整備課	
			現在行われている、環境関連の協働事業(市民ふれあいの森等の維持管理業務)について、全ての事業を協働事業により継続させるための支援を行う。(継続率100%)	平成23年度より協働提案制度に基づき、市民ふれあいの森等の維持管理業務が継続的に実施されている。また、平成26年度に実施された「和光市湧水環境調査」の事業報告がなされ、環境に対する啓発が進んだ。	○	市民・職員に対し、「協働」に関する理解の促進・啓発を行い、(環境関連における)協働事業が生み出される環境づくりを進める。	市民活動推進課	
			次期環境基本計画の策定に際し、適切な市民参加が行われるようその手法や内容に対し、市民参加推進会議による助言や提言を行う。	平成27年度市民参加推進会議において、第二次環境基本計画の中間見直しにおける市民参加の実施状況を随時把握し、平成28年度市民参加推進会議において、事後評価を行った。	○	市民参加推進会議の役割は計画の策定や見直しの際に行う市民参加の手法について、事前及び事後評価を行うことであるが、具体的な実施内容についても評価する方法を検討し、市民参加のさらなる推進を目指す。	政策課	
64	地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援する。また、美化サポーター団体への活動支援と団体登録の促進を図る。	美化サポーター登録団体を13団体にする。	美化サポーター11団体への活動支援を行った。また、団体登録促進のため、美化サポーターについてのPRを行い、1団体の新規登録があった。	◎	各施設所管課と調整を図りながら、今後もこの取組みを継続するとともに、登録団体を増やすためのPRを行っていく。	環境課	
			市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援する。	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を援助し、環境にやさしいまちづくりの形成を図ることを目的として補助金を交付した。	○	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援する。	イ 資源課 リ 課サ	
			市民協働推進センターが配信するメルマガを年24回配信する。また、センターが発行する情報紙を年6回発行し、環境関連団体の活動支援を行う。	市民協働推進センターにおいて、平成27年度に10の環境関連団体が、団体登録をしている。登録団体の事業について、センターが配信するメルマガ(32回)やセンターが発行する情報紙(1回)において、事業のPRを行った。	○	市民協働推進センターに登録していない環境関連団体に対し、センターのPRを行い、団体登録を促す。	市民活動推進課	

65	湧水や緑などの自然環境に関する広報と市民活動への支援	自然環境マップを更新し、広く配付し、啓発を促す。	環境マップを利用して市民が気軽に市内の湧水・緑地などを散策できるようにする。	希望者に環境マップの配布を行った。また、最新のマップに更新するため、28年度行政提案型協働事業として「和光市環境マップ」の作成を提案した。	◎	現在の市の自然環境の特長をとらえた環境マップを作成し、効果的な配布・利用方法について検討する。	環境課	
----	----------------------------	--------------------------	--	---	---	---	-----	--

方針3 環境活動に関する情報・人材・活動拠点の確保

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成27年度の取組内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	会員からの評価
66	環境に関する広報広聴活動の充実	ホームページ等を活用し、環境に関するPR活動を行う。	環境に関するホームページ閲覧者数を増やす。	ふれあいの森や貴重な生物等に関する情報をホームページに掲載し、PRに努めた。また、閲覧しやすいようにホームページ内の各ページを整理した。	◎	今後とも分かりやすい情報提示をするため、ページ構成の工夫や最新情報への更新に努める。	環境課	
67	環境活動を行うボランティアやNPOの育成と支援	市民協働による環境活動を支援する。	市民協働による環境活動支援の拡充を図る。	各ふれあいの森やその他公共施設での市民協働による環境活動を支援した。	◎	今後も市民協働による環境活動の支援を継続していく。	環境課	
68	環境学習・環境活動のための拠点づくり	環境づくり市民会議等を通じた市と環境団体との連携を図る。	市と環境団体との連携のさらなる拡充を図る。	環境づくり市民会議をはじめ、各環境団体との連携した取組みを行った。	○	今後も各環境団体と連携した取組を継続していく。	環境課	
			おとどけ講座の職員講師編・市民講師編として、環境問題に関するメニューを提供し、環境学習へのニーズに応える。	おとどけ講座の中で、市民講師による環境問題をテーマとしたメニューを提供している。 《テーマ例》 環境科学の基礎知識 地球温暖化現象の科学 和光の身近な自然のガイダンス森の木探検観察会 和光の湧き水散歩	◎	平成27年度は開催がなかった。おとどけ講座は受講者側のニーズを受けて開催するので、啓発的な取組みとしては弱い面がある。今後は、環境課と連携しながら市の主催事業の中に指導者を起用する等、市として主体的に取組める方法も併せて行っていきたい。	生涯学習課	
69	環境活動に関する催し物・講演会・交流事業の開催	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会等と連携した催し物や交流事業を開催する。	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会等と連携し、緑化まつりなどでの催し物や交流事業を継続して実施する。	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会と連携し、緑化まつりでの環境パネルの展示を行った。また水素ステーション見学や低炭素フォーラムへ参加した。	◎	引き続き埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会と行政との連携を図っていく。	環境課	
			生涯学習事業を企画する際に、環境もひとつのテーマとして視野に入れながら企画していく。	環境活動に繋がる交流事業として、那須烏山市の協力のもと、里山体験教室を開催した。	◎	里山体験教室等、環境学習に繋がる事業を今後も取り入れていく。	生涯学習課	

その他の意見

- ・地球温暖化と、異常気象、地域の防災についての理解増進、施策の告知などを進める必要がある。
- ・和光樹林公園について、極めて異常な樹木の枯れ死の状態が進行している。市内の重要な緑地・公園であることから、指定管理後の和光市の立場を確立し、市民の利用が円滑になる条件づくりに努力されたい。市内の小学校などの公的利用も多く、市としての関与は重要。都市整備課や環境課、教育委員会が、その現状把握をおろそかにしてはならない。
- ・学校での環境教育が重視されている一方、市民の身近な自然の大切さの理解、利用方法の普及など、生涯学習と環境行政の連携は、都市化の進む和光市での重要課題。施策の上でも、市、市民、市民団体の連携などが進むことを期待する。
- ・一般道路の車道と歩道の境目に雑草が伸びており景観が悪い。笹目通りが特によくない。「クリーンオブ・和光」の時に実施するよう、自治会連合会に啓発が必要。